

平成21年(ネ)第5763号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田 稔ほか12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

控訴人準備書面(8)

2010年9月10日

東京高等裁判所 第20民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士	安藤 雅樹
同	神山 美智子
同	柏木 利博
同	光前 幸一
同	古賀 東子
同	近藤 卓史
同	竹澤 克己
同	伊達 雄介
同	富山 喜久雄
同	中村 多美子
同	馬場 秀幸
同	若槻 良宏
同	柳原 敏夫

第1、控訴の趣旨の変更

1、控訴の趣旨の第2を下記のとおり変更する。

記

- 1 被控訴人は、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培をしてはならない。
- 2 被控訴人は、被控訴人の北陸研究センター（所在地、新潟県上越市稲田1-2-1）に付設された高田圃場で、別紙（一）記載の方法によって調査し、ディフェンシン耐性菌の出現が確認された場合には、出現したディフェンシン耐性菌を殺菌するため、火炎滅菌、乾熱滅菌（160 で4時間、または180 で2時間）、加圧蒸気滅菌（121 で20分）のいずれかの方法により耐性菌の殺菌処理をせよ。

2、控訴の趣旨を変更する理由

(1)、上記1項について

控訴人準備書面(3)第1、2、(1)で主張した通りである。

(2)、上記2項について

控訴人準備書面(3)第1、2、(2)（但し、4頁14～20行目を除く）及び控訴人準備書面(5)1で主張した通りである。

なお、本年に至り、口蹄疫問題や抗生物質の濫用による耐性菌問題が続発し、ウイルスや細菌との平和的共存が避けて通れない課題であることを教えている。そして、これらの生物災害がグローバルな越境性という性質を有していることを考えると、本件耐性菌の調査も本来ならば可能な限り広範囲に実施すべきものであるが、裁判手続内で最も実効性のある耐性菌の検出という見地から、上記2項の内容に限定した。

第2、未解明の問題と証人尋問による解明

木暮一啓氏（陳述書を提出済み）と川田元滋氏（甲3号証の作成者）の証人尋問の必要性について補足する。

本件には、なお未解明の以下の問題がある。そして、その解明に資する証人が上記兩名である。

耐性菌問題とは、既に半世紀以上にわたってくり返されてきた抗菌物質の発見・使用と細菌の抵抗性獲得という「いたちごっこ」の課題である。この点は被控訴人も、甲3号証の論文中に、「作物の病害抵抗性育種を目指す際に常に問題となる大きな問題の一つ」(甲3・233頁左段落21行目)と明記している。耐性菌問題は、抗菌剤や抗菌タンパク質を開発する研究者にとって避けて通れない普遍的な課題なのであり、大手製薬会社の多くは、多大な費用をかけて抗生物質を開発してもすぐに耐性菌が発生してしまうことから採算が合わず、開発そのものを中止している程である。

本件における最大の問題は、被控訴人は、甲3の執筆段階(本野外実験直前の段階)で、本件GMイネの開発にともなうディフェンシン耐性菌の出現を一般的に予期し、しかも明確な科学的知見がないにもかかわらず、何故、本件野外実験に踏み切ったのかである。

その理由は、被控訴人がGMイネの開発を優先し、ディフェンシン耐性菌が持つ危険性を過小評価していたからとしか考えられない。控訴人は、この点を、木暮氏及び川田氏の証人尋問を通じて明らかにする。

上記の通り、本野外実験直前の段階で、被控訴人はディフェンシン耐性菌の出現を予期していた。その際、ディフェンシン耐性菌が持つ危険性を過小評価していたとはいえ、耐性菌問題は「作物の病害抵抗性育種を目指す際に常に問題となる大きな問題の一つ」であると認識していた以上、国への野外実験承認申請にあたっては、申請書に「常に大きな」耐性菌問題を記載するのは当然のことである。それにもかかわらず、被控訴人は、何故、承認申請書に耐性菌問題を記載しなかったのか。

控訴人は、この点の真相について、川田氏の証人尋問を通じて明らかにしたい。

耐性菌問題は、「作物の病害抵抗性育種を目指す際に常に問題となる大きな問題の一つ」であり、克服すべき普遍的な課題であることは関係者にとって公知の事実である。であれば、たとえ被控訴人が野外実験の承認申請書に耐性菌問題を記載しなくても、国の専門家による審査の段階で耐性菌問題が指摘されるのは当然のことである(例えば、

甲 107 意見書を作成した順天堂大学平松啓一教授が審査の場にいたなら「耐性菌対策はどうなっているのか」とすぐさまこの問題を取り上げた筈である。

それにもかかわらず、現実の審査において微生物の専門家がいたにもかかわらず耐性菌問題は一言も取り上げられることなく申請は承認された。審査だけ見ていると耐性菌問題は全く存在しなかったように見える。このような不可解な事態はなぜ起きたのか。本野外実験の承認申請を審査した専門の学識経験者のうちの微生物の専門家が、審査の中立公平さが疑われても仕方がないほど被控訴人と一体的な関係にあったからではないのか。

控訴人は、この点についても木暮氏及び川田氏の証人尋問を通じて明らかにしたい。

以 上